

豊橋市立大村小学校

いじめ防止基本方針

令和5年4月1日版

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、該当児童が在籍する学校に在籍している等、該当児童と一定の人間関係(※1)にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響(※2)を与える行為(インターネットを通じて行われる物を含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等の該当児童がかかわっている仲間や集団の中の人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。

《いじめの様態の例》

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解

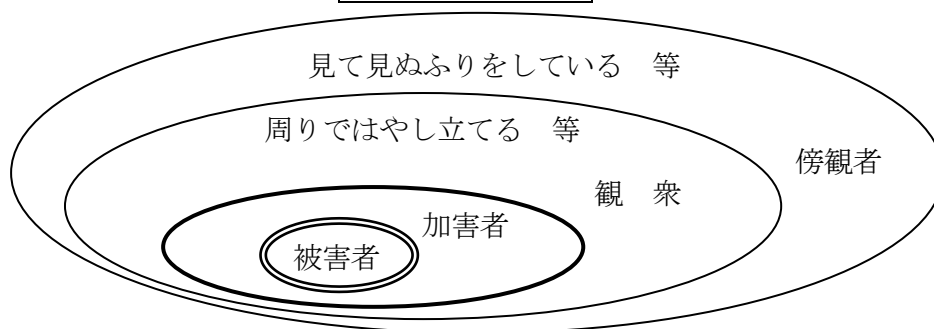
(1) いじめはどの集団にもどの児童にも起こり得る問題である

友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊ぶ・ふざけ」が「いじめ」へ変わったり、多くの児童が入れ替わりながらいじめを繰り返したりする。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもある。

(2) いじめの4層構造や、児童の人間関係を踏まえた指導が必要である

日頃から、学級や部活動等の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要がある。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

いじめの4層構造



(3) 常に重大事態を想定して指導にあたる

いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処することが大切。

(4) 特別な教育的配慮が必要な児童の背景を理解して指導にあたる

発達障害のある児童やその疑いのある児童、特別支援学級に在籍している児童、または外国人児童等がいじめを受けたりする場合がある。これらの児童は、その特性から自分の気持ちをうまく伝えることや相手の気持ちを理解することを苦手とする場合があるために、周囲から理解されずに孤立し、いじめと認定されにくいことがある。また、家庭の状況等からいじめにつながる場合も想定していなければならない。

こうした教育的配慮が必要な児童の背景を十分理解した上で適切に対処する必要がある。

(5) 児童をとりまく大人が確かな人権感覚を備えた言動を心がける

「性的マイノリティ」である児童や、見かけや憶測からいわゆる「LGBT」のようだとされる児童に対して、いじめの対象にならないよう慎重な配慮が必要。こうした児童は自身の状態を秘匿し、表面的にはその特性が認知されにくい場合が多いことを踏まえ、大人が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、大人から性別に関わる冗談やからかいを慎むよう心がける必要がある。

3 いじめ防止等の基本的な考え方

すべての子どもたちが安心して生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、社会全体で取り組むために以下のとおり基本理念を定める。

いじめをしない・させない・見逃さない

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないよう早期発見に努めるとともに、学校全体で組織的かつ迅速に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりをすすめる。また、児童・保護者との相談体制の強化に努め、家庭と学校が連携して指導に当たるようにする。

4 いじめ防止対策組織

この組織としては、基本的に「生活サポート委員会」がその役割を担うこととする。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(1) 生活サポート委員会の構成メンバー

校長、教頭、教務主任、校務主任（生活サポート主任）、生徒指導主任、養護教諭、低学年主任、高学年主任、特別支援主任、該当児童の担任
必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等、外部組織や専門家と連携。

(2) 生活サポート委員会の役割

① 「大村小学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・ 年に3回（6月・10月・2月）行う「生活アンケート」の分析や、一人ひとりとの面談をとおして、いじめの実態を把握し、指導に役立てる。
- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

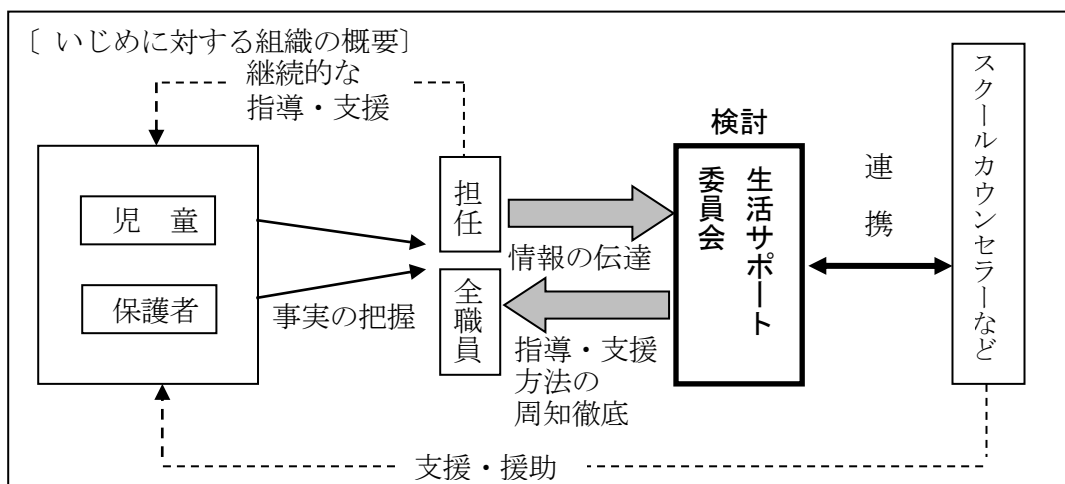
- ・ 年度初めに校内研修を行い「学校いじめ防止基本方針」の周知を図るとともに、いじめの問題に対する教職員の意識を高めたり、共通理解を図ったりする。
- ・ 毎月の「生活サポート全体会」において、気になる児童や支援の必要な児童について情報交換を行ったり、対応を話し合ったりすることで、全職員で共通理解を図り、歩調を合わせた指導・対応に心がける。必要に応じて、臨時に関係職員での「生活サポート委員会」を開き、対応について話し合う。
- ・ 生活サポート主任と生徒指導主事が中心となり、「生活アンケート」を複数の目で確認したり、面談の結果の集約、分析、対策の検討を行ったりして、実効あるいじめ防止対策に努める。

③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ ホームページを通して、「大村小学校いじめ防止基本方針」を掲載し、いじめ防止の取り組み状況を発信する。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、「生活サポート委員会」を中心に、学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。



5 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) 未然防止

- ・ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる、「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開する。
- ・ 子どもたちが、「毎日の授業が楽しい」と感じられるような教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ・ 道徳教育や人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成する。
- ・ 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりに取り組む。児童たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- ・ 児童に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- ・ 「性的マイノリティ」とされる児童は、自信の状態を秘匿している場合が多いことを踏まえ、教職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別に関わる冗談やからかいを慎む。

(2) 早期発見

- ・ 児童の心身の状況や変化を適切につかむ健康観察を行う。また、児童との日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談等、日頃から児童に寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、児童や保護者との信頼関係を築く。
- ・ 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人一人の児童を見守り、情報を共有する。そのため、学校内での日頃の情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ・ 定期的に行う「生活アンケート」の質問事項はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとすることで児童の実態把握に努める。「生活アンケート」は、発達段階に応じた質問文にしたり、必要に応じて聞き取り調査を実施したりするなどの配慮をする。
- ・ 定期的な面接だけでなく、「いじめ早期発見のためのチェックポイント」のチェックリストを行うことで、教職員が常に児童の話に耳を傾けたり、学級全体の空気の変化を敏感に感じ取ったりできるようにする。
- ・ 養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含め、児童が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努める。
- ・ 児童の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施する。また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど、見えにくいいじめにも注意を払う。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。
- ・ 4・5・6年生が実施する「ハイパーQ U」の検査結果をもとに、「生活サポート委員会」を開き、検査結果から、支援が必要な児童の特定と支援方法について検討する。

(3) いじめに対する措置

- ・ いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「生活サポート委員会」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた児童の支援と、いじめを行った児童の指導を分担し、継続される支援・指導が、担任など特定の教職員へ負担がかからないよう留意する。

いじめを受けた児童への支援	いじめを行った児童への指導
・もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。 ・児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的プラン（登下校の方法等）を立てる。 ・心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努める。	・事態の深刻さを認識させ、いかなる事態があっても、いじめは絶対に許さないことを伝える。 ・安易な謝罪ですませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪できるように指導する。 ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた教育活動や指導を継続的にを行い、自らの生き方をじっくり考えさせる。

- ・ いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した児童の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童の安全を確保するための取り組みを徹底する。
- ・ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一步を踏み出す勇気がもてるようにする。
- ・ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

「いじめによる重大事態」とは、「いじめにより学校に在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」をいい、以下のような場合が考えられる。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 重大事態への対応

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ・ 学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 学校は、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめを受けた児童及びいじめを行った児童に対し、状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行う。
- ・ 学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(3) 重大事態の調査

調査にあたっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要がある。

① いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から情報を十分に聞きとるとともに、必要に応じて在籍児童や教職員に対し質問紙調査や聞き取り調査を行う。一方、いじめを行った児童にも聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定する。

② いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童の保護者の要望・意見を十分に聞きとるとともに、今後の調査について迅速に保護者と協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査により、できる限り多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにする。

(4) いじめを受けた児童及びその保護者への対応

① いじめを受けた児童への支援

重大事態に関わるいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、該当児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援する。

- ・ 登校できていない場合には、家庭を訪問して、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を粘り強くていねいに傾聴する。
- ・ いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧に行い、解決に向けて、該当児童の意向を踏まえながら、望ましい解決方法をともに検討する。
- ・ 安心して生活できる場や時間など、学習・生活環境を確保する。
- ・ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーや臨床心理士による心のケアを行う。

② いじめを受けた児童の保護者への対応

当該児童の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子の重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、該当児童の心身の安定に努め、対応や支援を行う。

- ・ 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法をともに検討する。
- ・ 当該児童の支援を行いながら、「いじめ防止対策組織」で専門医療機関等への受診が必要と判断された場合には、保護者に受診を勧める。
- ・ 保護者自身が不安を抱えている場合、教育相談員や臨床心理士の活用を勧めるなど、市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図る。

(5) いじめを行った児童及びその保護者への対応

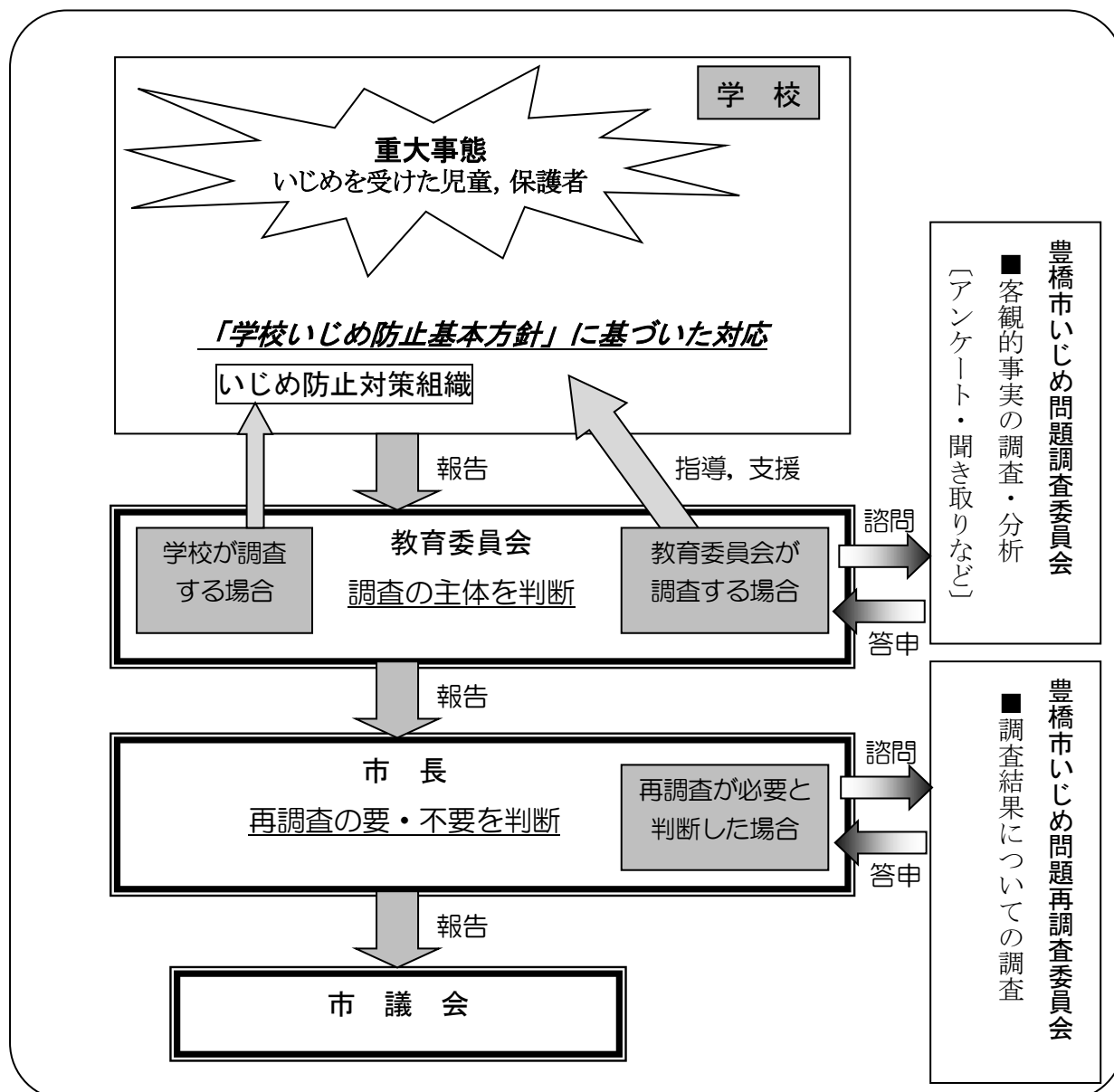
① いじめを行った児童への指導

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であったことを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場になり、相手の心の痛みを推測させることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談を受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

② いじめを行った児童の保護者への対応

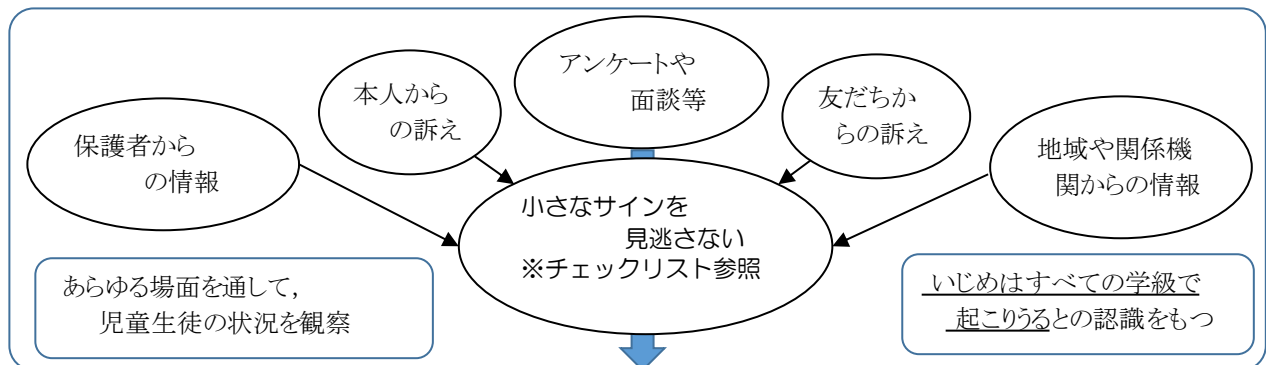
当該児童の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して、保護者の協力を求める。その後、児童への接し方や保護者としての役割について、適切に助言する。

(6) いじめによる重大事態への対処に関するフローチャート図

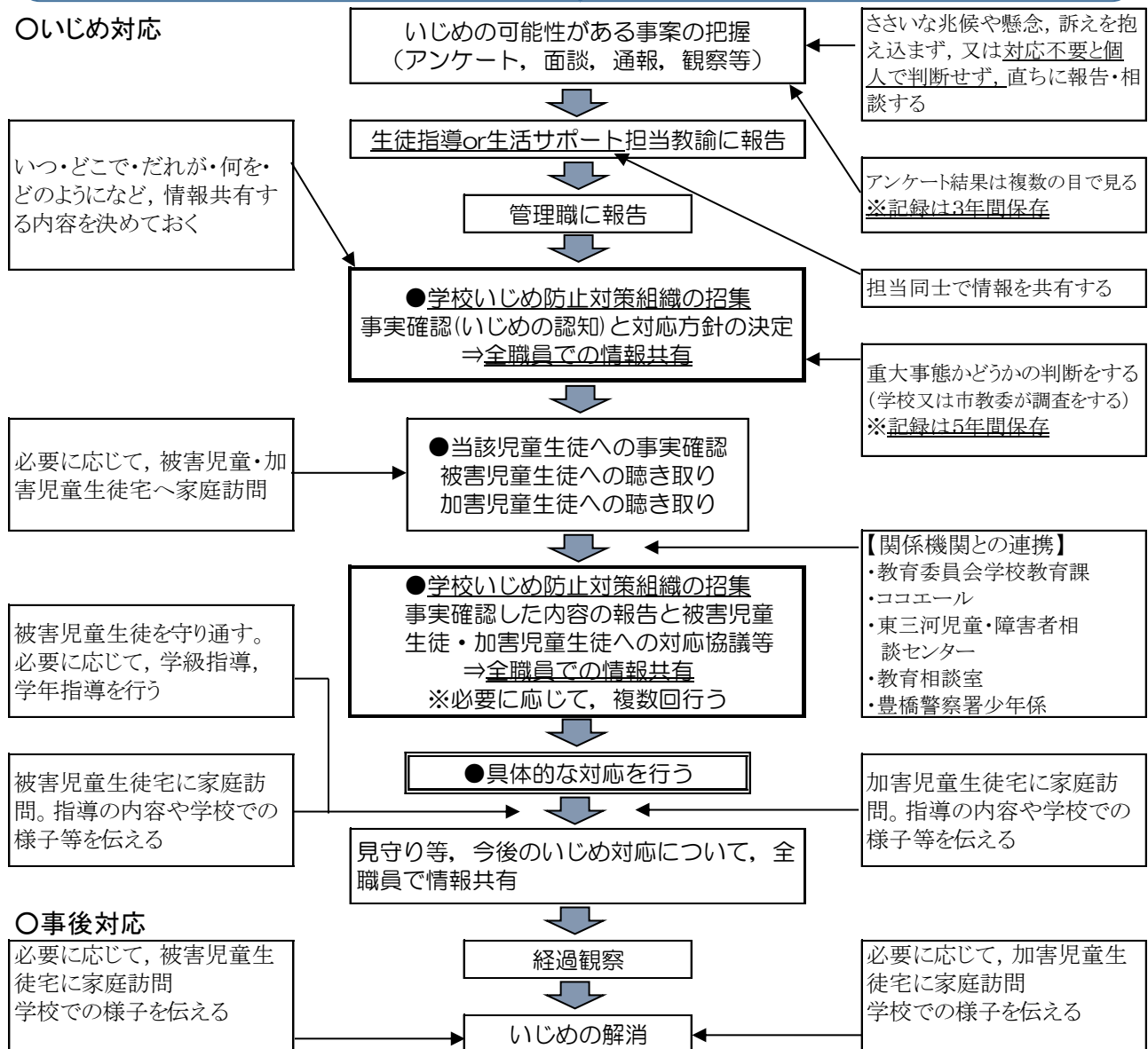


大村小学校 いじめ早期発見・対応マニュアル

○いじめの発見



○いじめ対応



○事後対応

必要に応じて、被害児童生徒宅に家庭訪問
学校での様子等を伝える

経過観察

必要に応じて、加害児童生徒宅に家庭訪問
学校での様子等を伝える

【いじめ解消の判断】

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。
止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

大村小学校 いじめ防止年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修・周知等	学校いじめ防止組織の立ち上げ PTA総会で周知 相談窓口、相談機関等の紹介 校内研修①(生休 全体会にて) 小中情報交換会									学校いじめ防止基本方針の見直し 新入生説明会で周知(新1年) 学校評価(学校評議員) 小中情報交換会		
		いじめ防止対策委員会(年間8回開催・臨時に開催)										
		学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証										
		温かな人間関係を目標とした学級経営，子どもが「授業を楽しい」と感じる教育活動，道徳教育の充実等										
未然防止	全校集会での講話(生徒指導主事) 道徳授業公開(授業参観) 学校ののちの日の取り組み 出前講座(7月)									懇談会における情報収集 全校集会での講話(生徒指導主事) 人権週間の取り組み		
		なかよし班活動(縦割班活動)を通じた思いやりの心の育成，学校行事や体験活動を通じた人間関係づくり										
早期発見	日常的な児童生徒の観察・教職員間での情報交換											
	QU検査①(4～6年)								QU検査②(4～6年)			
	生活アンケート→面談①	QU検査の分析と対策							生活アンケート→面談②	QU検査の分析と対策		生活アンケート→面談②

いじめ早期発見のためのチェックポイント

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ☐ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- ☐ 特定の子どもの気をつけている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ☐ ささいなことで冷やかすグループがある
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- ☐ あいさつに対してはっきり反応しない
- ☐ あいさつをされない
- ☐ 登校時間が遅くなっている
- ☐ 遅刻・欠席が増えている
- ☐ 早退や一人で下校することが増えている
- ☐ 表情が暗く、うつむきがちになる
- ☐ 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- ☐ 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている
- ☐ 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている

●授業中・休み時間

- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
- ☐ プリントが配布されない
- ☐ 班編成をしたとき、孤立する
- ☐ 学習用具がなくなる
- ☐ 発言すると、周囲がざわつく
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
- ☐ 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする

●給食・清掃の時間

- ☐ その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
- ☐ 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- ☐ 食べ物にいたずらをされる
- ☐ 会食中に周囲の会話に入ろうとしない
- ☐ 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする
- ☐ 一人で掃除や後片付けをしている
- ☐ その子の机やイスを運ぼうとしない
- ☐ みんなが嫌がる仕事をいつもしている

いじめている子

- ☐ 多くのストレスをかかえている
- ☐ 悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直の受け取れない
- ☐ グループで行動し他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに威嚇する表情をする

いじめ早期対応のためのチェックポイント

いじめの認知から早期対応に向けて

●日常の行動・表情の様子

- ☐ 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ☐ ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

●アンケートおよび個人面談

- ☐ アンケートを年間計画に位置づけ、定期的実施している
- ☐ アンケートは、欠席者や不登校児童生徒などに対しても、もれなく実施している
- ☐ アンケートの結果は、複数の目で確認している
- ☐ 記入後のアンケート用紙を保存している（**3年間保存**）
- ☐ 個人面談の機会をもっている
- ☐ 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- ☐ アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

- ☐ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- ☐ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- ☐ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- ☐ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- ☐ 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している

重大事態への対応について

- ☐ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- ☐ 記録をきちんと残している
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行う
(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)
- ☐ 記録の引継ぎがきちんと行われている

いじめ防止対策のためのチェックポイント

学校いじめ防止対策組織が行うべきこと

●教職員に対して

- ☐ 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている
- ☐ 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

●保護者・地域に対して

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明している。
- ☐ 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- ☐ いじめの相談窓口であることを周知している
- ☐ いじめの認知が「0」の場合、児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

●未然防止に向けた取り組み

- ☐ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的に行っている
- ☐ 具体的な年間計画を作成し、実行している

●取り組みの見直しについて

- ☐ 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- ☐ アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている